

平成 27 年 8 月 6 日 (木)

鹿児島県行政書士会
 鹿児島市与次郎 2-4-35 KSC 鴨池ビル 202 号室
 電話：099-253-6500 FAX：099-213-7033

鹿行発 第 96 号 平成 27 年 8 月 6 日

鹿児島県行政書士会 会長 鎌田 敬



会員各位

出張領事業務について (お知らせ)

中華人民共和国駐福岡総領事館より、下記の内容について案内がありました。概要は以下の通りです。

中華人民共和国駐福岡総領事館

2015 年 7 月 31 日

TO: 鹿児島県行政書士会 会長：鎌田 敬様 TEL: 099-254-4908 FAX: 099-254-4950		FROM: 中国駐福岡総領事館領事部 TEL: 092-713-1121 FAX: 092-781-8906	
件名	出張領事業務のことについて		計 1 枚 (当該表紙含む)
<p>日ごろよりお世話になっております。</p> <p>さて、鹿児島在住の中国人によりよいサポートを提供するために、当総領事館は 8 月 21 日より、鹿児島華僑総会事務所にて、下記のとおり不定期に出張領事業務を行う運びになりました。</p> <p>よって、鹿児島県在住の中国人に周知してもらうため、貴会または関係のネットワークを通じて、広報を行うようよろしく願います。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>出張領事業務：パスポート更新、公証等</p> <p>時間：8 月 21 日 13:00-17:00</p> <p>場所：鹿児島市宇宿 3-4-2 丸忠商産ビル内</p> <p>電話：099-251-5011</p> <p style="text-align: right;">担当：劉強副領事</p>			

【お盆休日のお知らせ】

事務局運営規則第 11 条により 平成 27 年 8 月 14 日～15 日の 2 日間、事務局は閉局致します。

戸籍・住民票の請求のみを目的として職務上請求書を使用することはできません。使用した職務上請求書の番号は事件簿に必ず記録しなければなりません。作成した書類には、記名して職印を押すことが義務付けられています。鹿児島県暴力排除の条例を遵守します。